

事業所税のご案内

東京都や政令指定都市など、主に人口30万人以上の都市が、都市環境や都市需要の整備に要する費用に充てるため、一定規模以上の事業を営み、人や車両が参集する要因となる法人または個人に課される税金です。

事業所税には、事業所等の家屋床面積を課税標準とする「資産割」と、事業所等の従業者給与総額を課税標準とする「従業者割」があります。

以下に当てはまる場合は、事業所税の申告納付が必要です。

事業所税の申告納付が必要な条件

川崎市内の**事業所床面積の合計が1,000㎡**を超える場合
または
川崎市内の**従業者数の合計が100人**を超える場合

※ 事業所床面積の合計が800㎡を超える場合または従業者数の合計が80人を超える場合、事業所税は課税されませんが申告書の提出が必要です。

貸付状況の申告

事業所税の適正、公平な運用を図るため、事業所用家屋の全部又は一部を貸し付けている方は、当該事業所用家屋の貸付状況を申告していただく「事業所用家屋の貸付申告書」を提出してください。

申告期限は貸付日又は異動が生じた日の属する月の翌月の末日までです。

お問い合わせ先
申告書の提出先

川崎市財政局かわさき市税事務所
法人課税課 諸税第1係
〒210-8511
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル4階
電話：044-200-3965

川崎市 事業所税のホームページ（事業所税の手引や申告書をダウンロードできます。）
<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/16-5-2-3-7-0-0-0-0-0-0.html>

事業所税の概要

	資産割	従業者割
課税対象	川崎市内にある事業所等において法人または個人が行う事業	
納税義務者	川崎市内にある事業所等において事業を行う法人または個人（※1）	
課税標準	事業所等の家屋床面積（※2）	従業者の給与総額（※3）
課税標準の算定期間	法人	事業年度
	個人	1月1日～12月31日
税率	1㎡につき600円	従業者給与総額の0.25%
申告義務	川崎市内の事業所等家屋の床面積の合計が800㎡を超える場合	川崎市内の従業者数の合計が80人を超える場合
免税点の判定	川崎市内の事業所等家屋の床面積の合計（非課税部分を除く）が1,000㎡以下	川崎市内の従業者数の合計（非課税部分を除く）が100人以下
	<ul style="list-style-type: none"> ・課税標準の算定期間の末日の現況で判断します。 ・資産割または従業者割のいずれか一方だけが免税点を超え、他方が免税点以下となった場合は、免税点を超えたものについて単独で申告納付が必要になります。 ・事業を行う法人または個人が免税点以下であっても、みなし共同事業（※4）に該当することにより免税点を超える場合があります。 	
納付方法	申告納付（法人税、所得税、法人市民税などと同様）	
申告納付期限	法人	事業年度終了の日から2か月以内
	個人	翌年の3月15日

※1 事業所用家屋の所有者であるかどうかは問わず、実際に事業を行っている法人または個人が納税義務者となります。

※2 借り受けている分を含みます。

※3 賞与を含み、退職金は除きます。

※4 「特殊関係者」（親族その他の特殊の関係にある個人または同族会社）と同一の家屋で事業を行っている場合、その特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされ、免税点の判定はその者の事業と特殊関係者の事業とを合算して免税点の判定を行います。ただし、課税標準の算定については、いずれの場合も合算せずに単独で行います。